

平成27年 8月 3日

NPO法人設立認証に係る申請書の提出について

「NPO法人の設立認証申請」については、これまで原則、協働推進室へのご持参と面談をお願いしてきましたが、遠隔地の申請者等の利便を考慮し、協働推進室への郵送を可能としました。

また県民局にご持参いただくことも可能といたしました。(必要に応じて協働推進室への来庁をお願いする場合があります)

また、事前に各地域の中間支援組織にご相談頂ければ、申請書類をより円滑に作成できますので、併せてご活用願います。

(郵送、県民局経由で提出される申請者の皆様へ)

◎ 提出いただいただけでは、申請書の受理にはなりません。

提出いただいた書類は、県庁・協働推進室にて内容を確認(受理前審査)し、その結果を担当者から電話で連絡します。県民局では審査を行いません。補正が必要な場合は、その際にご説明します(必要に応じて、面談をお願いする場合があります)。

◎ 補正が完了し、縦覧できる段階になった日が受理日です。

(※書類を県民局・県民センターに提出した後、10日間が経過しても協働推進室から連絡がない場合は、お問い合わせください。

(078) 362-9102

☆ NPO法人の認証は本提出・受理から4ヶ月以内、補正が必要な場合はそれ以上かかることをご承知おきください。

<お問合せ先>

兵庫県企画県民部

協働推進室 NPO法人担当

TEL : 078-362-9102

FAX : 078-366-0167